

介護福祉士資格取得のための 実務者研修受講資金をお貸しします！

平成28年度 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 募集要項

1. 事業の目的

この事業は、介護福祉士の資格を取得し、将来三重県内においてその業務に従事しようとする方々に「実務者研修受講資金」を貸付し、三重県の福祉人材の確保と福祉の増進を図ることを目的とするものです。

2. 貸付の対象者

三重県内に住民登録をし、県内の介護福祉士実務者研修施設に在学している人

3. 貸付額と利子

(1) 貸付額は、実務者研修受講資金として20万円以内です。

(2) 利子は無利子です。ただし、返還することになった場合の債務の返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します。

4. 返還の免除

介護福祉士実務者研修施設の課程を修了した日（実務者研修施設の課程を修了した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とします。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護福祉士の業務に引き続き2年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

ただし、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくこととなりますので注意してください。

5. 申請の手続き方法

介護福祉士実務者研修受講資金の貸付を希望する方は、下記の申請先・問い合わせ先にご持参いただくか、郵送により提出してください。

(1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（第1号様式-②）

(2) 介護等の業務に従事している県内の事業所の長の推薦書（第4号様式）

(3) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付における個人情報の取扱いに関する同意書（第7号様式）

- (4) 世帯全員の記載のある住民票（マイナンバーの記載のないもの）
- (5) 実務者研修施設での受講を証明する書類
- (6) 業務従事届（第19号様式）

※申請には「連帯保証人」が必要です。連帯保証人は、申請者とは別に生計を営む方で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有し、原則として県内に住所を有する65歳未満の方とします。なお、申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人とします。

6. 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書等を提出していただきます。

7. 貸付金の交付

貸付決定後、貸付決定者から借用書、振込口座申請書等が三重県社会福祉協議会に提出された後、1ヶ月程度で指定口座に振り込みます。

8. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ・申請書の送付先は、次のとおりです。

〒514-8552 津市桜橋2丁目131（社会福祉会館2階）

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

三重県生活福祉資金センター

TEL.059-227-5145（代表）

※9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

詳しくは、生活福祉資金センターWEBページでもご覧いただけます。

<http://www.miewel-1.com/seikatsu/fukusi-sikin/jitumusya.html>

スマートフォン、タブレットなどでも詳しい内容をご確認いただけます

